

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (子ども家庭支援課)	1
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	1
○北海道公害防止条例施行規則の一部を改正する規則..... (循環型社会推進課)	1
○北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	2
○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	3
○北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課)	3
○医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医務業務課)	4
○北海道国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則..... (国保医療課)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (障がい者保健福祉課)	4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則..... (子ども家庭支援課)	7
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (産業振興課)	9
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則..... (技術普及課)	9
○北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農業施設管理課)	11
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築指導課)	12
○北海道財務規則の一部を改正する規則..... (財務指導課)	13
○物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (財務指導課)	13
○農地法施行細則を廃止する規則..... (農地調整課)	13

規 則

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布す

る。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第30号

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第93号）の施行期日は、令和7年4月1日とする。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第31号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則
北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
第67条の7第1項の表中「1,000分の12.1」を「1,000分の13.2」に、「1,000分の7.7」を「1,000分の8.8」に、「1,000分の4.4」を「1,000分の5.5」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道税条例施行規則第67条の7第1項の規定は、この規則の施行の日以後に指定金融機関（収納代理金融機関を含む。）に払い込まれた北海道税収入証紙の売りさばき代金（同日以後の売りさばきに係るものに限る。）に係る売りさばき手数料から適用する。

北海道公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第32号

北海道公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。
第7条第12号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。
第14条を次のように改める。

第14条 削除

第20条を次のように改める。

第20条 削除

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 削除

別記第5号様式中「印」を削る。

別記第6号様式中「受理番号」を「受理年月日」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく氏名等変更届出を併せて行う場合などにより、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いて差し支えないこと。

別記第8号様式の備考に次のように加える。

- 3 大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく承継届出を併せて行う場合などにより、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いて差し支えないこと。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道公害防止条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道公害防止条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第33号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「書類を」を「書類（運輸施設に関する公園事業にあっては、第4号に掲げる書類を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) その他知事が必要と認める書類

第18条第11項第2号、第13項第3号ア及びオ並びに第30項第1号イ中「又は景観」を削る。

第20条第16号の7中「設備を」を「工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築し、」に改め、同条第16号の10中「防除」の次に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第16号の12中「ために」を「目的で、」に、「柵又は」を「柵、」に改め、同条第39号中「こと」の次に「（正当な理由がなくて行う場合を除く。）」を加え、同条第42号中「森林」の次に「、牧野、草原若しくは農地」を加え、同条

第43号の2中「防除」の次に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第88号中「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条」を「第21条第1項」に、「者が」を「者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改め、同条第89号の8中「の規定により道が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業」を「に規定する実施計画に従って道」に改める。

別記第3号様式中「㊸」を削り、

変更の内容	公園施設の	受託者		
	管理又は運営	標準的な額		
	の方法	供用期間		

を

変更の内容	公園施設の			
	構造			
	公園施設の	経営方法		
管理又は運営	料金徴収			
の方法	供用期間			

に改め、同様式末尾注中6の事項を削り、5の事項を6の事項とし、4の事項を5の事項とし、同様式末尾注3の事項中(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
- (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
- (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。

別記第3号様式末尾注中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

- 3 「公園施設の構造」欄については、別に定める記載事項を参照の上、詳細かつ明確に記載すること。

別記第6号様式中「㊸」を削り、同様式末尾注8の事項を削る。

別記第7号様式中「㊸」を削り、同様式末尾注7の事項を削る。

別記第15号様式その2末尾注8の事項中「こと。」の次に「また、「施行方法」については「伐採樹種」欄、「伐採面積」欄、「関連行為の概要」欄及び「伐採跡地の取扱い」欄に記載すること。」を加える。

別記第22号様式中「㊸」を削り、同様式末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とする。

別記第23号様式中「㊸」を削り、同様式末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項と

し、4の事項を3の事項とする。

別記第24号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。

別記第25号様式中「㊟」を削り、同様式末尾注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の北海道自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第20条第88号の規定を適用する。

3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、改正後の規則第20条第88号の規定を適用する。

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第34号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第11号ケ中「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条」を「第21条第1項」に、「者が」を「者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

別記第8号様式中「㊟」を削り、同様式末尾備考3の事項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第19条第11号ケの規定を適用する。

3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、改正後の規則第19条第11号ケの規定を適用する。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第35号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第28条第8号ケ中「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条」を「第21条第1項」に、「者が」を「者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改め、同条第10号中スをセとし、コからシまでをサからスマでとし、同号ケ中「（平成16年法律第78号）」を削り、「又は殺処分を行う」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする」に改め、同号中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第30条第1号中「同条第10号コからス」を「同条第10号サからセ」に改める。

第33条第6号ア中「第28条第10号ケからシ」を「第28条第10号サからセ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第28条第8号ケの規定を適用する。

3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、改正後の規則第28条第8号ケの規定を適用する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第36号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考4の事項中「第1条第2項」を「第1条の14第2項」に改め、同事項

(5)中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

別記第19号様式の別紙1中

定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造	有	・	無
----------------------------	-------------------------------	---	---	---

を

定格管電圧125kV以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造	有	・	無
---------------------------------------	-------------------------------	---	---	---

に、

定格管電圧125kV以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置	装置表面において0.05mGy/時以下になる構造	有	・	無
--------------------------------------	--------------------------	---	---	---

移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2m以上になる操作構造	有	・	無
--	---	---	---

を

移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2m以上になる操作構造	有	・	無
--	---	---	---

携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置は、公称管電圧70kVで0.25mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造	有	・	無
---	---	---	---

に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の医療法施行細則別記第1号様式又は別記第19号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則別記第1号様式及び別記第19号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第37号

北海道国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北海道国民健康保険条例施行規則（平成29年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「80万円」を「90万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「指定障害福祉サービス事業者等指定（更新）申請書」を「申請書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設／指定一般相談支援事業所
 指定／指定更新 申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
 申請者 名称
 代表者

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設／指定一般相談支援事業所に係る指定／指定の更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

法人番号（13桁）																					
申請者（設置者）	フリガナ																				
	名称																				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)																			
	連絡先	電話番号	(内線)						FAX番号												
		電子メールアドレス																			
法人等の種類																					
代表者の職・氏名・生年月日	職名	フリガナ						生年月日													
		氏名						年月日													
代表者の住所	(郵便番号 -)																				
フリガナ																					
名称																					

事業所（施設）の所在地		(郵便番号 -)																	
多機能型事業所に係る指定の申請																			
同一所在地において行う事業等の種類	共生型サービスの指定を申請する対象事業	今回の指定（更新）申請をする対象事業等	既に指定を受けている事業等	事業等の開始予定年月日															
指定を受けようとする事業所・施設の種類	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護																	
	重度訪問介護																		
	同行援護																		
	行動援護																		
	療養介護																		
	生活介護																		
	短期入所																		
	重度障害者等包括支援																		
	自立訓練（機能訓練）																		
	自立訓練（生活訓練）																		
	就労移行支援																		
	就労継続支援A型																		
	就労継続支援B型																		
	就労定着支援																		
	自立生活援助																		
共同生活援助																			
指定障害者支援施設（施設入所支援）																			
指定一般相談支援事業所	地域移行支援																		
	地域定着支援																		
【既に指定を受けている場合】事業所番号																			

- 3 「変更の内容」欄は、変更があった事項について変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
- 4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業所等の変更届出を併せて行う場合などにより、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いて差し支えありません。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第1号様式又は別記第3号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第1号様式及び別記第3号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第39号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第134号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害児（通所・入所）支援指定（更新）申請書」を「申請書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

指定障害児通所支援事業所／指定障害児入所施設
指定／指定更新 申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
申請者 名称
代表者

指定障害児通所支援事業所／指定障害児入所施設に係る指定／指定の更新を受けたい

ので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		法人番号（13桁）																		
申請者（設置者）	フリガナ																			
	名称																			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)																		
	連絡先	電話番号	(内線)						FAX番号											
		電子メールアドレス																		
法人等の種類																				
代表者の職・氏名・生年月日	職名			フリガナ			生年月日													
				氏名			月 日													
代表者の住所	(郵便番号 -)																			
指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ																			
	名称																			
	事業所（施設）の所在地	(郵便番号 -)																		
	多機能型事業所に係る指定の申請																			
	同一所在地において行う事業等の種類	共生型サービスの指定を申請する対象事業	今回の指定（更新）申請をする対象事業等	既に指定を受けている事業等	事業等の開始予定年月日															
	指定障害児通所支援事業所	児童発達支援																		
放課後等デイサービス																				
居宅訪問型児童発達支援																				
保育所等訪問支援																				
指定障害児入所施設																				
【既に指定を受けている場合】事業所番号																				

(備考)

に分かるように記入してください。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等の変更届出を併せて行う場合などにより、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いて差し支えありません。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第1号様式又は別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第40号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表28の項中「3次元CAD装置」を「3Dモデル用CAD」に、「27,500円」を「3,050円」に、「2,700円」を「550円」に改め、同表29の項中「3次元CGシステム」を「3D設計解析システム」に、「4,950円」を「4,100円」に、「2,300円」を「1,650円」に改め、同表中181の項を183の項とし、118の項から180の項までを2項ずつ繰り下げ、同表117の項中「細胞操作装置（マイクロプレートリーダー）」を「マイクロプレートリーダー」に、「2,650円」を「3,100円」に、「150円」を「220円」に改め、同項を同表119の項とし、同表中116の項を118の項とし、108の項から115の項までを2項ずつ繰り下げ、107の項を108の項とし、同項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Item name, Price 1, Price 2. Row 1: 109 真空乾燥機, 5,100円, 160円

別表第1の1の事項の表中106の項を107の項とし、30の項から105の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Item name, Price 1, Price 2. Row 1: 30 3Dプリント支援ソフトウェア, 3,300円, 840円

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の承認の申請がされた同日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第41号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

科目及び時間数の基準

Main table with columns: 区分, 科目(単位数), 時間数. Sub-headers: 第1学年, 第2学年, 第1学年, 第2学年. Rows include 必修科目, 選択科目, 共通専門科目.

養成課程	畜産経営学専攻	必修科目	畑作栽培概論(1) 野菜栽培概論(1) 溶接(1)	90		
			プロジェクト概論(1) 家畜飼養論(1) 家畜繁殖学Ⅰ(2) 専攻実習(6) スマート農業機械学演習(1) 家畜栄養学(1) 家畜解剖学(1) 家畜育種論(1) 体験学習(9) 畜舎管理実習Ⅰ(3) 飼料作物学(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 農場HACCP概論(1) 環境土壌学(1)	プロジェクト実践Ⅱ(10) 畜舎管理実習Ⅱ(3) 卒業論文(4)	1,080	705
			管理 演習(4)	120		
		選択科目	家畜衛生演習(1) 情報処理演習(1) 家畜繁殖学Ⅱ(2) 家畜繁殖学演習(3) 家畜衛生学(1)		195	
	畑作園芸経営学	必修科目	植物生理概論(1) プロジェクト概論(1) 畑作園芸機械施設論(1) 畑作園芸機械施設演習(1) 作物保護(3) 専攻実習(8) 体験学習(9) GAP概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 土壌肥料学(1) GAP特論(1) 情報処理演習(2)	プロジェクト実践Ⅱ(14) 農産物流通論(1) 卒業論文(4)	1,065	765
			作業機械技能演習(2)	60		
研究課程	科専門科目	選択科目	スマート農業機械学演習(1) クリーン農業・環境保全論(1)		45	
			麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)		120	
			計		畜産経営学科 1,425 1,155 300 畑作園芸経営学科 1,455 1,020 360	
	研究課程	必修科目	研究課題計画演習Ⅰ(3) 総合実習Ⅰ(15) 農業機械組織利用演習(1) 財務管理(3) 長期計画演習(3) 専門研究(3) 農業経済(1) 農業経営(1) 農業経営者実践論(1) 農業統計(1) 農業技術概論(1) 農業支援組織論(2) アグリサポート演習Ⅰ(1)	総合実習Ⅱ(15) 研究課題計画演習Ⅱ(2) 先進農業特別実習(1) 卒業論文(9) アグリサポート演習Ⅱ(2)	1,155	1,110
			6次産業化実践実習(2) 6次産業化実践論(3) 環境保全演習(1) 農協・農業団体論(1) 農業法人化論(1) 農業会計(1) 農業政策(1)	360		

	家畜飼養特論(2) 畜産経営学(2) 作物栽培特論(2) 農産経営学(2) 新規参入基礎講座(1)		
選択科目	作物栽培基礎(1) 特別講座(2) 土壌肥料学(1) ITビジネス論(1)	30	45
	労働衛生・労働管理(1)	15	
計		1,185	1,155
		375	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年3月31日において現に北海道立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第42号

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、第9号を第4号とし、第10号及び第11号を削り、第12号を第5号とし、第13号を削り、第14号を第6号とし、第15号から第25号までを削り、第26号を第7号とし、第27号及び第28号を削り、第29号を第8号とし、第30号及び第31号を削り、第32号を第9号とし、第33号から第35号までを削り、第36号を第10号とし、第37号を第11号とする。

別表中 「メートル」 を 「筒又はメートル」 に改める。
同 「メートル」

別記第10号様式その11中

図 面

を

図 面

農地法第3条
許可年月日

に改める。

別記第12号様式その2中

工 水路 メートル () () () () () () () () () ()

を

工 水路 筒 () () () () () () () () () ()
メートル () () () () () () () () () ()

に改め、同様式その2末尾欄外※2の事項中「記入」を「記入すること」に改め、同様式その2末尾欄外※3の事項を削り、同様式その2末尾欄外※4の事項中「別紙」を「別記第12号様式その3」に改め、同事項を同様式その2末尾欄外※3の事項とし、同様式その3を次のように改める。

別記第12号様式その3（第19条関係）

総合振興局（振興局）

年度 譲与等未済内訳表

事業名	地区名	区分	種目	管理形態	完成年度 (購入年度)	数量	金額(円)	未済区分	未済の理由	処理予定	譲与等年月日

基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第6号様式及び別記第6号様式の2の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第44号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第4号中「総務部イノベーション推進局財産課又は建設部建築局建築保全課」を「総務部イノベーション推進局財産活用課」に改める。

第13条第1項中「会計事務に係る集中処理事項」の次に「及び財産事務に係る集中処理事項」を加え、同項第7号中「含み、財産事務に係る集中処理事項を除く」を「含む」に改める。

第13条の2第1号中「又は建設部長」及び「のうち当該部長の職務に係るもの」を削る。

第16条第1項第1号中「財産課長」を「財産活用課長」に改める。

第205条の18第2項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

別表第2第5号及び第9号中「財産課長」を「財産活用課長」に改める。

第26号様式その3（裏面）《注意事項》4及び第43号様式第4葉（裏面）(4)中「、健康保険証」を削る。

第47号様式7の(1)の事項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則第26号様式、第43号様式又は第47号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道財務規則第26号様式、第43号様式及び第47号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第45号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札（当該最初の契約に係る入札の公告において当該最初の契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも24日前に行う旨規定したものに限り。）については、24日前）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農地法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第46号

農地法施行細則を廃止する規則

農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。